

新たな食料・農業・農村基本計画の策定に向けた  
JAグループの取り組みについて



平成21年2月20日

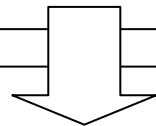
全国農業協同組合中央会

## 【食料・農業・農村をめぐる情勢変化と検討の考え方】

### 1. 農業生産額の拡大に向けた目標提示と政策の確立

#### ＜問題意識＞

- ① URが開始される直前の昭和60年に約14兆円あった農業生産額は平成18年には約10兆円まで低下。とりわけ米、畜産物の減少が顕著であり、農業所得の低下と経営への影響、JA販売事業の取扱高低下による営農・販売事業の弱体化が発生。
- ② 生産現場の視点からすれば、カロリーベースの自給率よりも農業経営の目標となる生産額の目標設定が重要。
- ③ 野菜などカロリーが低い農産物や輸入飼料に依存している畜産物、花きなど非食用農産物は、自給率の寄与度は低いですが、農業生産や地域への影響は大きいいため、一層の生産振興が必要。
- ④ 輸入食品に対する信頼性の低下により、食の安全・安心の観点から、国産農畜産物への期待が拡大。しかし、加工用、業務用の需要に見合った安定供給が確保できていない状況。



#### ＜検討方向＞

- ① 経営の将来展望や地域の振興と活性化をはかる観点から、農業経営や地域の目標となる生産額の目標を設定し、その目標を実現するための政策の確立を検討することが必要。
- ② 農業生産額の拡大をはかるためには、「価格」と「生産量」を拡大する戦略を構築することが必要。
  - ・ 直売、ファーマーズマーケット、地理的表示、ブランド化や、付加価値の拡大をはかる販売の展開
  - ・ 花きなど非食用農産物の生産振興
  - ・ 加工用・業務用の国産農畜産物の供給拡大
  - ・ 国内食品関連企業との連携、協同組合間連携の拡大
  - ・ 国内需給の安定のための輸出の振興 など

## 【農業生産額と関係指標（所得、物価、JA販売高等）の推移】

### 【品目別農業生産額の推移（全国）】

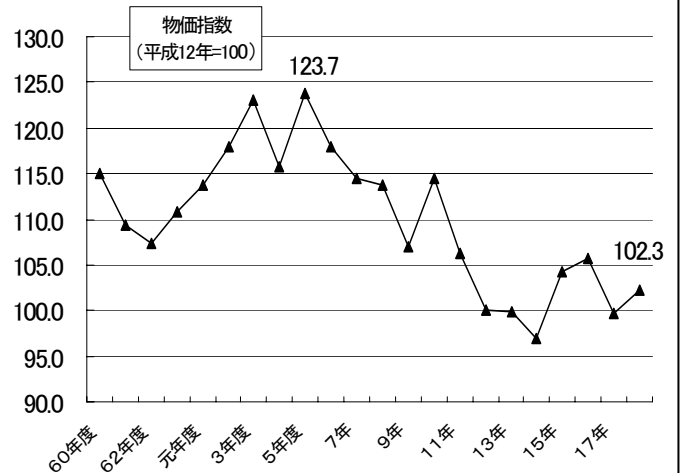
農業生産額＝農産物の生産量×品目別農家庭先販売価格

（単位：億円）

	昭和60年		平成18年(速報)	減少率
総生産額	137,009	→	96,542	▲ 29.5%
米	40,002	→	18,919	▲ 52.7%
麦類	2,353	→	1,539	▲ 34.6%
野菜	21,499	→	20,625	▲ 4.1%
果実	10,021	→	7,847	▲ 21.7%
畜産物	39,752	→	30,107	▲ 24.3%

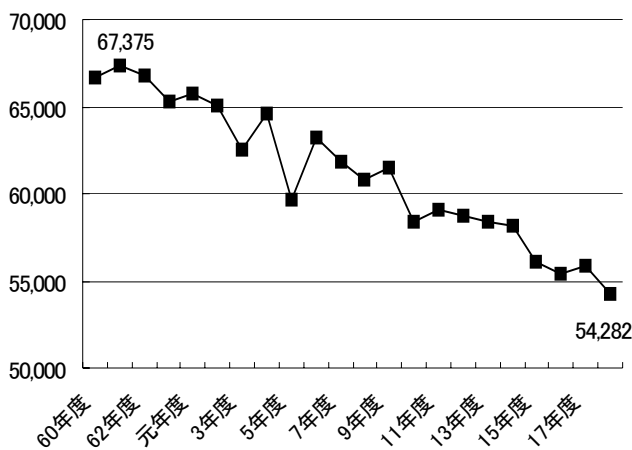
### 【農産物生産者価格の推移（全国）】

平成12年(2000年)を100とした生産者物価指数



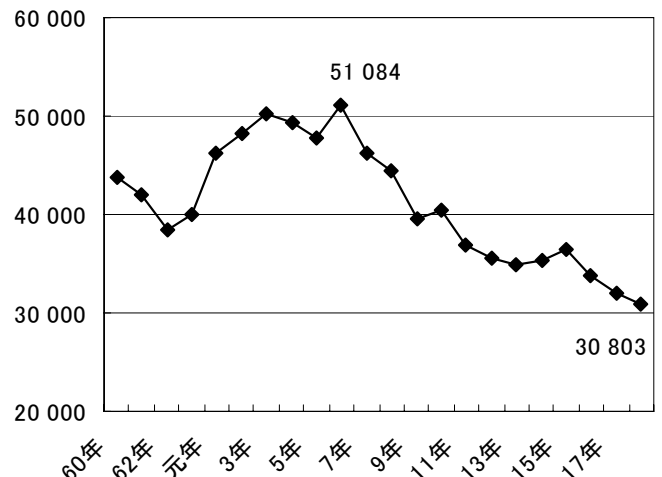
### 【農業生産量の推移（全国）】

（単位：1,000トン）



### 【農業所得の推移（全国）】

（単位：億円）



＜農林水産省「農業・食料関連産業の経済計算」「農林水産統計」「農作物価統計」「食料需給表」より全中にて加筆修正

## 2. 国産農畜産物の増産と食料自給率の向上

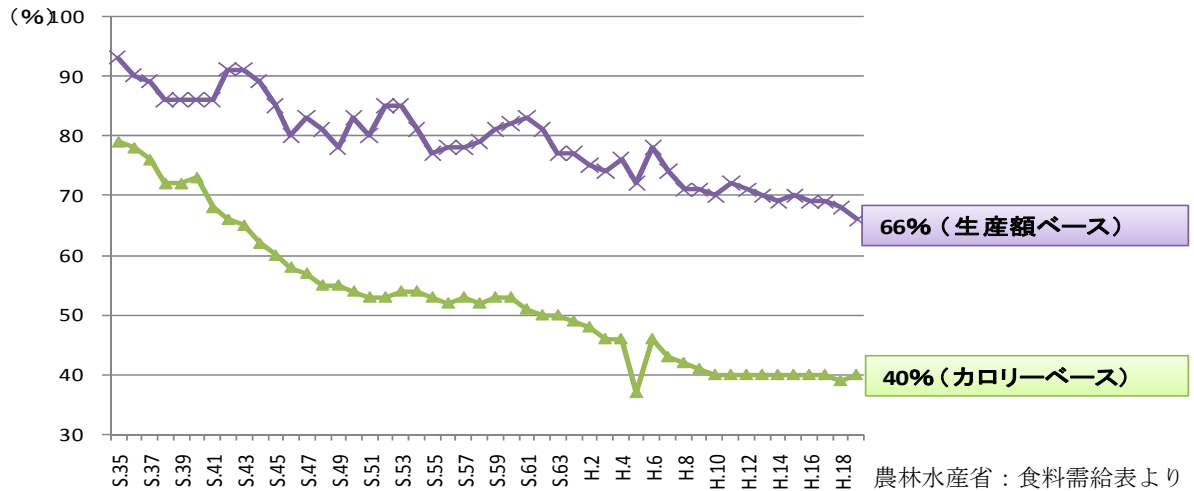
### <問題意識>

- ① わが国の食料自給率は、19年度で40%（カロリーベース）まで低下し、食料の多くを輸入に依存している実態から、食料の構造的逼迫による国際価格の高騰で、安定供給に支障が出る恐れ。
- ② 国内においては、近年の食料品価格の乱高下や輸入食品の安全性への危惧によって、自給率の低さを危惧する国民が増加し、安全・安心な国産農畜産物への期待が増大。
- ③ 政府は、国内の生産資源を活用した食料自給力強化のための取り組みと自給率50%のイメージを示しているが、耕作放棄地の増加や農業就業者数の減少等、農業基盤が弱体化している実態があり、国内の生産資源を最大限活用できる政策の確立が必要。

### <検討方向>

- ① 国産農畜産物の増産と食料自給率の向上に向けて、生産面では、国内の生産資源（農地、多様な担い手）を最大限活用することを基本に、地域別、品目別、経営類型別に検討することが必要。
  - ・ 農地改革プランに基づく、所有と利用の分離、農地の面的集積、耕作放棄地の解消、転用規制の厳格化
  - ・ 米粉用米、飼料用米など水田のフル活用
  - ・ 水田裏作における麦の作付
  - ・ 集落営農、法人など担い手対策の推進、高齢者、小規模農家を含めた地域の多様な担い手の育成 など
- ② 消費面では、安全・安心な食料の安定的な確保をはかる政策を検討することが必要。
  - ・ トレーサビリティシステムの確立、安全検査、原料原産地表示の徹底
  - ・ 産地状況、フードマイル、バーチャルウォーターなど、多様な情報の提供
  - ・ 大豆など非遺伝子組換え農産物の生産拡大と安定供給 など

## 【食料自給率の推移】

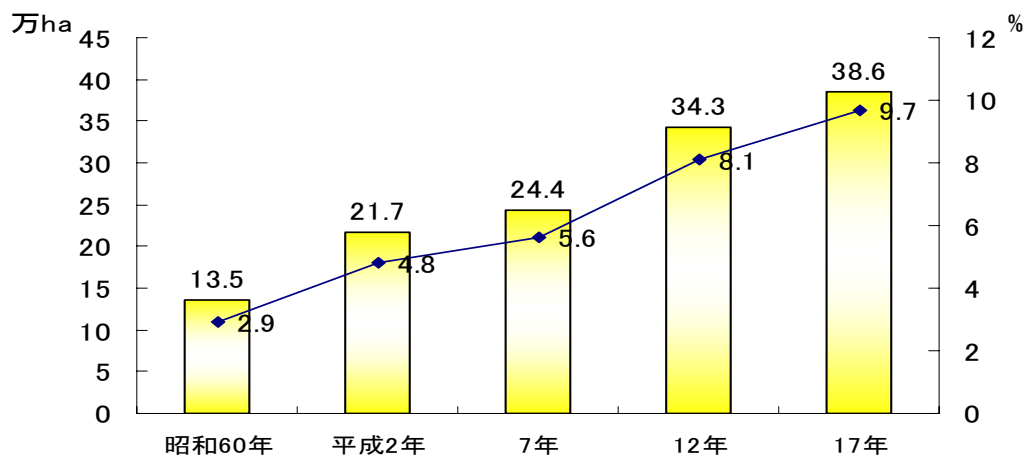


## 【自給率50%達成のイメージ】

自給率向上させる取り組み例	19年度	自給率を50%に向上	
	40%	50%	自給率向上率
米の消費拡大	61kg/人・年	63kg/人・年	+1.3%
米粉の生産拡大	1万トン	50万トン	+1.4%
飼料用米の生産拡大	0万トン	26万トン	+0.1%
小麦(裏作麦)の生産拡大	91万トン	180万トン	+2.5%
大豆の生産拡大	23万トン	50万トン	+1.0%
野菜の生産拡大	1,242万トン	1,422万トン	+0.5%
牛乳・乳製品の生産拡大	802万トン	928万トン	+1.5%
油脂の消費抑制	14kg/人・年	12kg/人・年	+0.3%
その他(いも類、果実等の生産拡大)			+1.4%
		合計	+10.0%

## 【耕作放棄地面積および耕作放棄地率の推移】

農林水産省試算より



農林業センサスより

### 3. 国際化の進展をふまえた中長期的な政策の確立

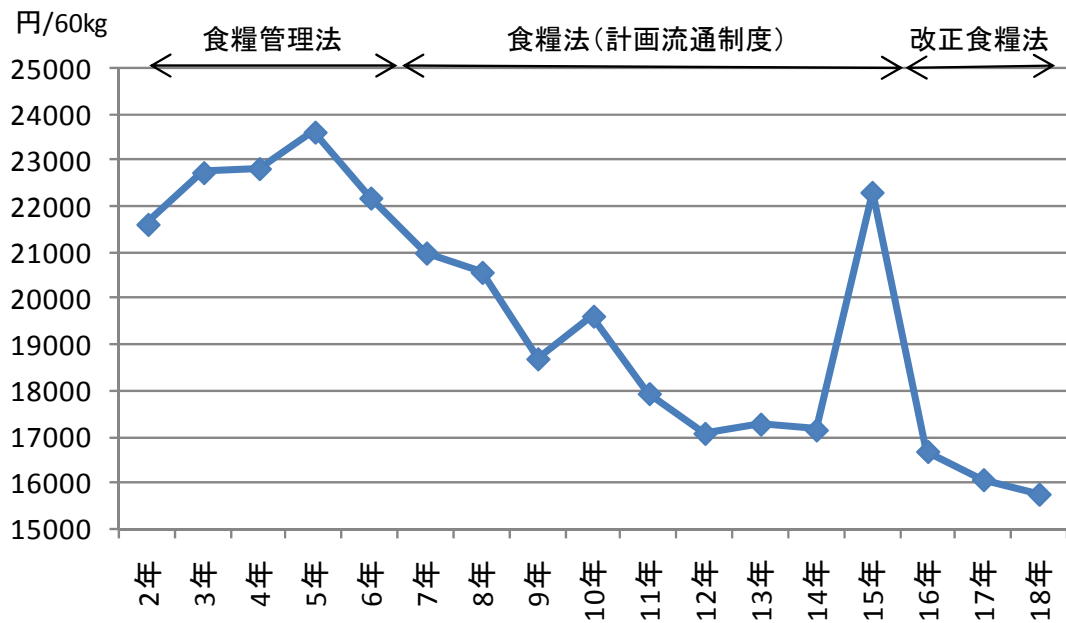
#### <問題意識>

- ① UR農業合意以降、需給の安定確保や価格形成、生産者所得の安定確保など、現行の品目政策は、国際化の進展に対応できなくなっている状況。
- ② 世界的な金融危機等により、商品市場から投機資金が流出したことから、穀物などの価格は急激に低下しているが、食料とエネルギーの争奪など、世界の構造的な需給構造は変わっておらず、原油・肥料・飼料など生産コストの増大をふまえ、脱原油などクリーンエネルギーや資源循環型農業への転換は引き続きすすめていくことが重要。
- ③ さらに、WTO農業交渉については、昨年末のモダリティ合意は断念されたものの、今後、国際化が進展していくなかで、日本農業の体質強化と必要な経営安定対策を確立することが急務

#### <検討方向>

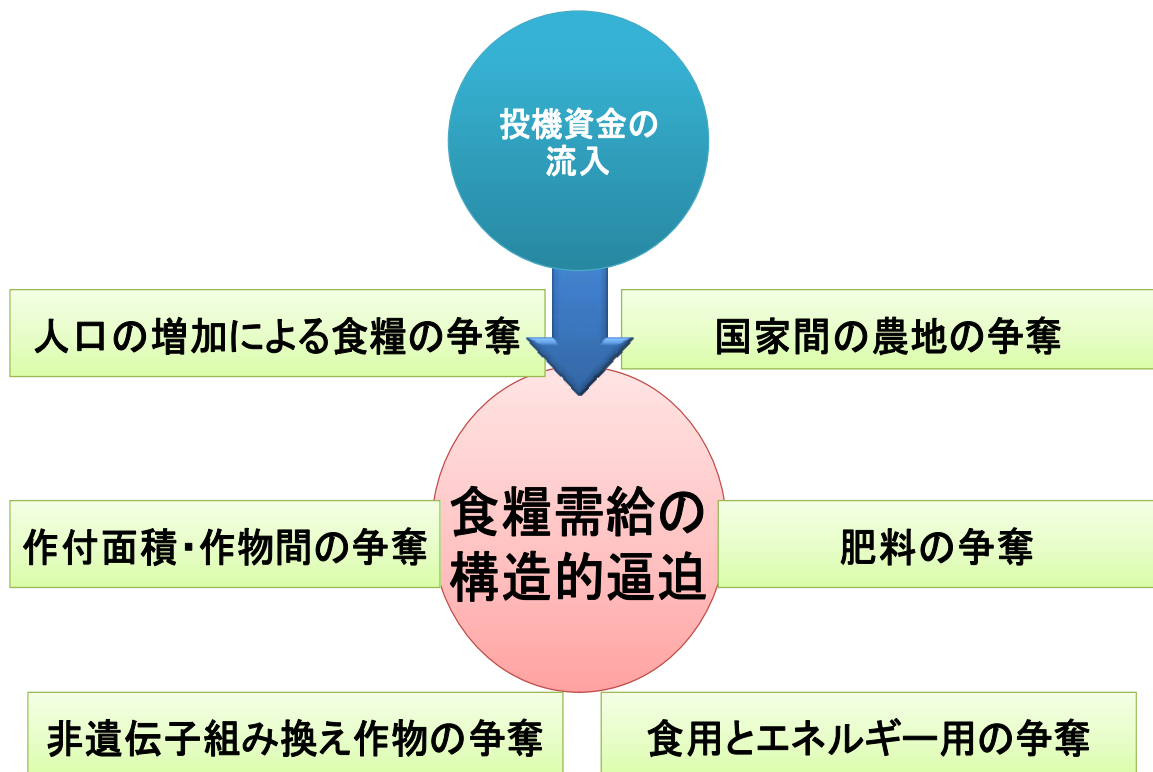
- ① 品目別の需給調整対策、流通・販売対策、経営安定対策などを抜本的に見直し、わが国の国家戦略に基づく作物生産の位置づけを明確にし、国際化の流れに対応できる新たな経営安定対策と品目別政策を検討することが必要。
  - ・米：公平な需給調整と安定供給、経営安定対策、米粉用米、飼料用米対策、国・行政の役割
  - ・麦・大豆：作付面積の拡大対策(二毛作など)、生産性の向上対策
  - ・畜産・酪農：生産性向上対策、経営安定対策、生乳の需給調整対策、飼料の安定供給対策
  - ・野菜・果樹：加工用・業務用への生産体系の構築、高付加価値化、価格安定対策
  - ・甘味資源（砂糖）：生産性向上対策、経営安定対策 など

## 【米の平均価格の推移】



(財)全国米穀取引・価格形成センター入札結果をもとに作成

## 【食料需給の逼迫とその要因】



## 4. 新たな農産物貿易ルールの確立

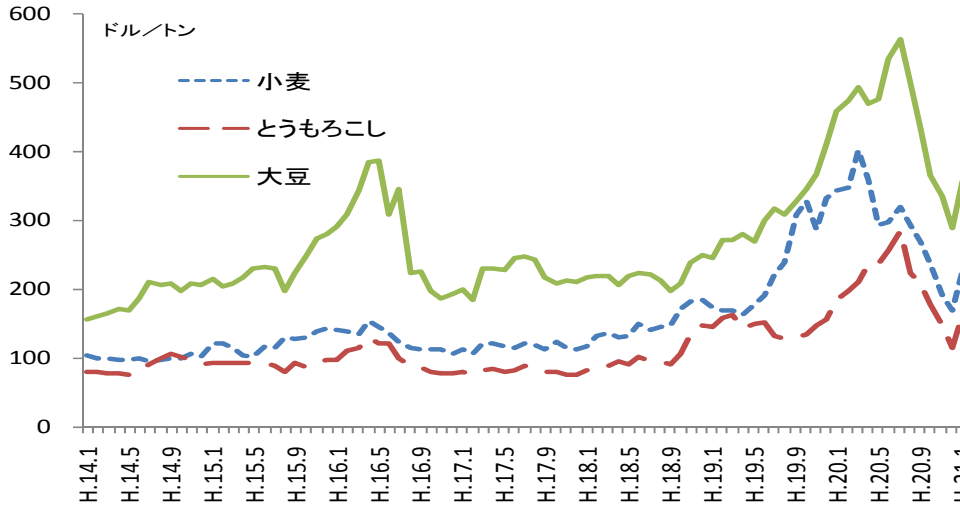
### <問題意識>

- ① 現行の WTO ドーハラウンドは、農産物が世界的に過剰基調のもとで開始されたが、世界の食料需給は逼迫するなど、食料をめぐる情勢が大きく変化しており、このような構造の転換をふまえた貿易ルールが必要。
- ② 他国に食料を依存してきた途上国を中心に、飢餓人口が増加する中で、農産物貿易を各国の食料安全保障の観点からルール化することが必要。  
また、国連人権理事会で食糧問題を担当するドシュッテル氏は、食料を得る権利は基本的人権であり、持続可能な食料安全保障を目指すには世界貿易に過度に依存すべきでないとしており、農産物貿易ルール見直しの国際的な機運が高まっている状況。
- ③ 穀物市場への投機資金の流入による価格の高騰、穀物メジャーによる種子支配、食料輸出国による一方的な禁輸措置の実施など、これまで想定されなかった問題が発生しており、このような問題に対する国際的なルールが必要。

### <検討方向>

- ① 現行の WTO 農業交渉を見直し、農産物貿易については、食料安全保障を担う機関において、各国の多様な農業が共存し、食料安全保障が担保される新たなルールの確立を検討することが必要。
- ② WTO 交渉の展開や世界経済の動向いかんでは、今後、世界的に EPA・FTA がさらにすすむ可能性があるが、貿易の推進と整合性をはかり、多様な農業の共存と両国農業の相互発展を基本に、双方の食料安全保障が確保されることが必要。

## 【穀物価格の推移】



農林水産省：食料需給

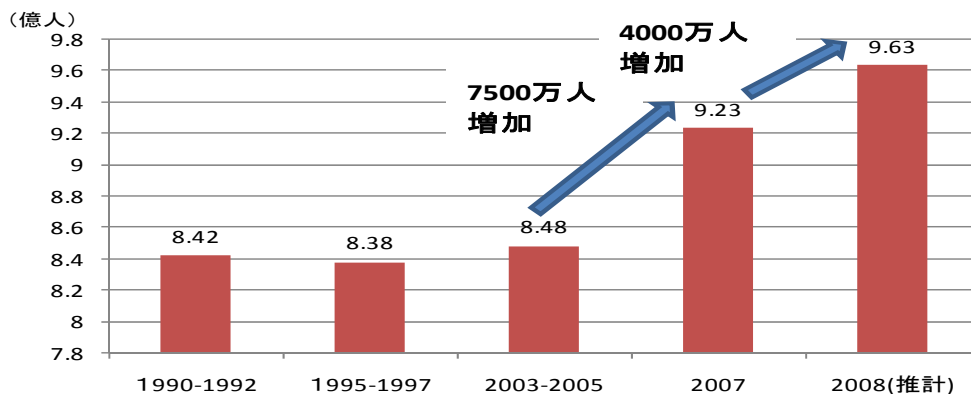
インフォメーションより

## 【各国の輸出規制の現状】

	国名	輸出シェア	輸出規制の現状
輸出税の賦課、輸出枠設定等	ロシア	小麦9.7% (4位)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・政府は小麦、大麦に、それぞれ10%、30%の輸出税を賦課(2007年1月～)・小麦の輸出税を40%に引上げ(2008年1月～)</li> <li>・現在はすべて撤廃</li> </ul>
	中国	米4.4% (6位)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・穀物を対象に実施していた輸出促進のための輸出還付金の廃止</li> <li>・麦類と麦製粉品はそれぞれ20%と25%に、トウモロコシ、もみ、コム、大豆は5%に、それらを原料とする製粉品は10%に1年間の輸出税を賦課。(2008年1月～)</li> <li>・現在は穀物の輸出税の一部を撤廃</li> </ul>
	ウクライナ	小麦4.2% (8位)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2007年下半期に穀物輸出を全面的に停止。今収穫期は輸出を再開したものの、上限を設けている</li> <li>・現在はすべて撤廃</li> </ul>
輸出禁止	アルゼンチン	とうもろこし16.7% (2位)、小麦9.5% (5位)、大豆13.4% (3位)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・政府はとうもろこし(2006年11月～)、小麦・小麦粉(2007年3月～)の輸出承認の登録手続を原則的に停止。また、牛肉について2005年の輸出量の50%までの輸出枠を設定(2006年以降断続的)、大豆、乳製品等に輸出税を賦課</li> <li>・現在は小麦、とうもろこしについて、輸出税の引き下げを実施</li> </ul>
	ベトナム	米15.7% (2位)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・政府は米について既契約や政府契約を除く輸出を禁止(2006年11月～2008年1月)</li> <li>・2008年1月解除したが、新規輸出契約を停止(政府契約を除く)</li> </ul>
	インド	米14.4% (3位)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・政府は米(2007年10月～)、小麦(2007年9月～)の輸出を禁止、タマネギの輸出を許可制とした(2007年10月～)</li> </ul>

## 【世界の飢餓人口の推移】

全中作成 (2008年12月現在)



FAO (国連食糧農業機関) より